

健康保険組合の保養所で

健康保険組合ではみなさんの心身のリフレッシュのため、
各種保養施設を開設しています。
安心してお値打ちにお泊まりいただけますので、
ご家族で、職場のお仲間とぜひご利用ください。



予約は、下記予約先までご連絡ください。

リゾートイン・ウインズ

所在地／長野県茅野市車山高原3413 電話／0266-68-2660
 契約期間／7月1日(金)～8月31日(水)
 1日の収容人数／32名
 交通のご案内／中央自動車道諏訪ICからR152・ピーナスライン経由28kmまたはR20上諏訪・ピーナスライン経由30km
 ホームページ／<http://www.winds-hotel.com/>
 利用料／(1泊2食付・税込)

		被保険者およびその2親等以内	その他
7月1日～ 8月5日 8月21日～ 8月31日	大人	4,200円	8,300円
	子供 (小学生)	3,100円	6,200円
	幼児	2,400円	6,400円
	幼児 (食事または寝具のみ)	1,200円	3,200円
	幼児 (食事・寝具なし)	無料	無料
		被保険者およびその2親等以内	その他
8月6日～ 8月20日	大人	4,200円	9,500円
	子供 (小学生)	3,200円	7,400円
	幼児	2,400円	6,400円
	幼児 (食事または寝具のみ)	1,200円	3,200円
	幼児 (食事・寝具なし)	無料	無料

予約先／リゾートイン・ウインズ TEL 0266-68-2660
 ご予約後、利用申込書を健康保険組合までご提出ください。

民宿 中村屋

所在地／愛知県知多郡南知多町山海 電話／0569-62-0373
 契約期間／7月16日(土)～8月31日(水)
 1日の収容人数／2部屋(約12名)
 交通のご案内／お車：南知多道路古布ICから山海海岸へ約5分
 電車：名鉄知多新線内海駅下車タクシーで山海へ約6分
 ホームページ／<http://www15.ocn.ne.jp/~nakamu12/nakamuraya/>
 利用料／(1泊2食付・税込) 大人4,000円/人(室料無料、夕食3,300円、朝食700円)
 子供2,200円/人(室料無料、夕食1,500円、朝食700円)



※大人料金は夕食が大人食(9品程度)、子供料金は子供食(5品程度)になります。
 ※活きづくり、伊勢エビ、貝類盛合わせ等特別料理のご用意もできます。ご希望の方は直接現地にご相談ください。

予約先／豊田通商健康保険組合 TEL052-584-5053
 ご予約後、利用申込書を健康保険組合までご提出ください。

ナガシマジャンボ海水プール割引券をご利用ください

利用料金		通常料金
大人	2,200円	3,000円
小・中学生	1,600円	2,300円
幼児(3歳以上)	900円	1,300円

※料金にはプール入場料の他に遊園地入場料が含まれます。(乗り物料金は別途)

利用期間／平成23年7月2日(土)～9月25日(日)
 利用対象者／豊田通商健康保険組合の被保険者および被扶養者
 利用方法／割引券をプール窓口へ提出し、契約料金をお支払いください。
 割引券は各事業所人事、総務、健康保険組合などで配布しています。
 所在地／三重県桑名市長島町浦安333番地
 TEL0594-45-2000

就任のご挨拶



理事長 山際 邦明

日頃は当健康保険組合の事業運営につきまして多大なるご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。さて、このたび、浅野前理事長のあとを受けて豊田通商健康保険組合の理事長の要職をお引き受けすることとなりましたので一言ご挨拶申し上げます。浅野前理事長は、その豊富な経験と力量で堅実かつ健全な組合運営に力を注がれ、当組合は順調な発展を遂げてまいりました。ここに組合員を代表してあらためて感謝の意を表します。皆様ご承知のように、健康保険組合の使命は、医療費の給付にとどまることなく、病気の予防・早期発見、さらにはより健やかな暮らしのための健康づくり事業を積極的に展開していくことです。しかしながら健保組合を取り巻く昨今の情勢は、景気の低迷による収入の減少に加えて、高齢者医療制度への納付金等の負担により財政の窮迫が著しく、赤字の健保組合が大多数という状況です。このような重要な時局に理事長に就任するにあたって、その責任の重さを痛感するとともに、皆様方のご支援、ご協力をいただきながら組合の健全な発展のために微力ながらも最善の努力を傾注する覚悟でございます。今後ともこれまでと変わらぬご理解とご協力を賜りますよう、お願いいたします。

退任のご挨拶



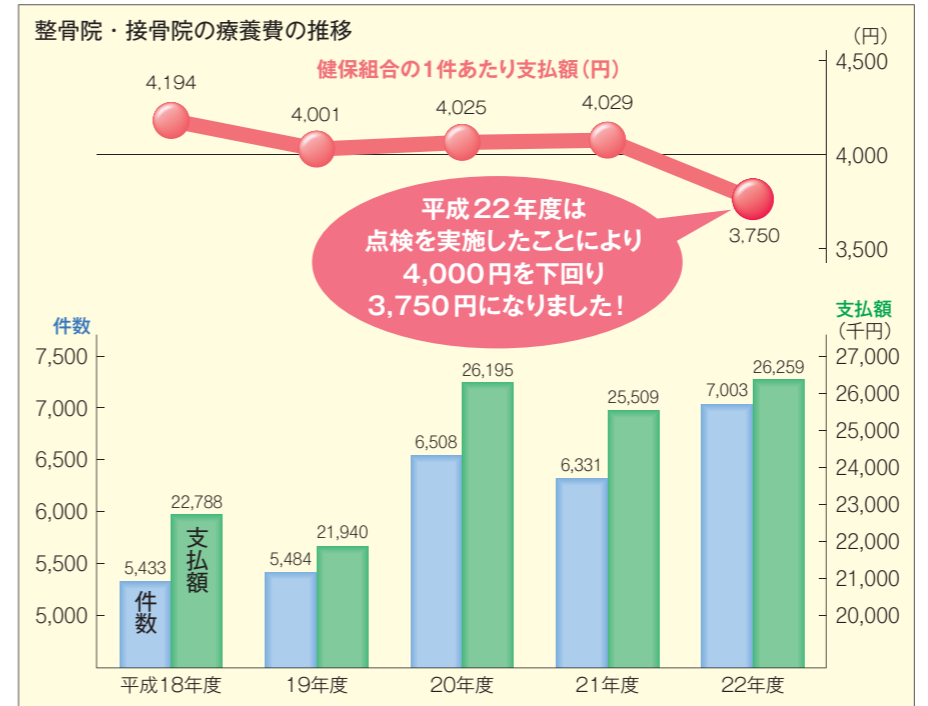
前理事長 浅野 幹雄

この度、豊田通商健康保険組合の理事長の職を退任するにあたり、ご挨拶申し上げます。当組合は、これまで事業主はじめ関係各位の皆様のご協力のもと、順調に発展してまいりました。私が就任以来、理事長の重責を全うすることができましたのも、ひとえに皆様のご理解・ご支援の賜物と心から感謝申し上げます。皆様にとつての健康保険組合のメリットは、効率的な事業運営による独自の保険料率の設定や、加入者の属性に応じたきめ細かな保健事業の展開等があげられます。特に、予防医学の重要性が叫ばれている昨今、皆様やご家族が重い病気になるないためのさまざまな事業は健保組合にとつて重要な役割となっています。しかしながらここ数年、財政の悪化によって独自性を発揮できる余地が少なくなってきたのが実情です。今後、限られた財源のなかで、加入者の皆様の健康をお守りするうえで「何がベストなサポートなのか」をこれまで以上に考えいく必要があるでしょう。このような時期に任務から退くこととなりましたが、新理事長として就任された山際理事長には豊富な経験とバイタリティーで、組合の更なる発展に向けて活躍していただけるものと確信しております。末筆ながら、皆様のご健勝とご活躍を祈念いたしまして退任のご挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございました。

整骨院・接骨院(柔道整復師)の療養費支給申請書の内容点検を実施しました

当組合では被保険者の皆様からお預かりしている大切な保険料を公平かつ適切に運用し、医療費の適正を図る一環として、昨年度(平成22年度)、整骨院・接骨院からの療養費支給申請書の内容点検事業を実施しました。この事業の実施にあたり、被保険者・被扶養者の皆様には、施術を受けられた内容等をご確認させていただいた場合もあり、本事業へのご理解ご協力、誠にありがとうございました。

当組合といたしましては、皆様のご協力により一定の成果を得ることができたと確信しており、今年度も当事業を引き続き実施し、医療費の適正化に努めてまいります。



今年度も療養費支給申請書の内容点検を実施します。

実施にあたり施術内容等の照会をお願いする場合がございます。照会させていただく際には以下の点にご留意いただき、ご理解ご協力をお願いします。

- ・照会状をご記入・ご返送いただきます際「連絡先欄」には必ず施術を受けたご本人(または事情のわかる方)の平日午前9時～午後5時に連絡可能な電話番号をご記入ください。
- ・療養費支給申請書の記載事項で自己負担額や日数に相違がある場合は、受け取った領収書のコピーを照会状と一緒に送ってください。
- ・必ず返送期日までにご回答くださいますようお願いいたします。受診照会は健康保険法第59条及び121条の規程に基づいて行っております。ご回答のない場合は当組合から請求元への支払いができなくなることもあり、その際、被保険者ご本人に直接請求がいくこともありますので予めご了承ください。

施術内容照会でよくあるご質問

Q 一般の病院での診察・治療を受けたときは今回のような照会状が来たことはありませんが、なぜ今回整骨院・接骨院で治療を受けたら施術照会がくるのですか？

A 整骨院・接骨院では一般の病院と異なり、どんな症状でも健康保険を使えるわけではありません。それは、柔道整復師は医師ではなく施術師だからです。このことは健康保険法に定められております。健康保険組合では健康保険法上、適正な保険の使用であったかどうかについて点検・審査を義務づけられておりますので、整骨院・接骨院での施術が保険の適用範囲であったかどうかを確認させていただくため、受診の照会をさせていただいております。

※施術内容等の照会の流れ等につきまして健保ホームページ「柔道整復師のかかり方」をご覧ください。

点検結果からみた豊通健保の傾向

11歳～20歳までのご家族の利用が多くみられます。中学から高校に通うくらいまでのお子様の受診が多く見られます。クラブ活動等でのケガ(打撲・ねんざ等)による受診と思われれますが、スポーツによる筋肉疲労・マッサージ代わりの利用は健康保険が使えませんのでご注意ください。

1件あたり2,000円～3,000円未満の利用件数が増えています。

軽度のケガでの利用が多いと思われれますが、日常生活からくる疲労や肩こりの緩和で利用されたりしていませんか？ たんなる疲れや体調不良でのマッサージ等の利用は健康保険は使えません。規則正しい生活で健康バランスを整えましょう!!

健康保険の使える範囲を正しく理解し 適正な受診をしましょう!!



健康保険が使える場合

- ・外傷性の打撲、捻挫、挫傷(出血を伴う外傷は除く)
 - ・骨折、ひび、脱臼の応急処置(応急処置でない場合は、医師の同意が必要)
- ※通勤中や勤務中のけがは、労災保険の取り扱いとなります。

健康保険が使えない場合 (全額自己負担)

- ・日常生活からくる疲労、肩こり、腰痛
- ・慰安目的のあんま、マッサージ代わりの利用
- ・スポーツによる筋肉疲労、筋肉痛
- ・病氣(神経痛、リウマチ、関節炎、ヘルニアなど)からくる痛みやコリ
- ・脳疾患後遺症などの慢性的症状
- ・過去の骨折や捻挫が数年たって自然に痛みだしたとき
- ・同一部位を外科、整形外科などで治療を受けているとき
- ・特に症状の改善がみられない、長期にわたる漫然とした施術など

保険証を使うときの注意事項

- ① 負傷原因を正しく伝えましょう
- ② 「ついで」受診はやめましょう
- ③ 療養費支給申請書をよく確認しましょう
- ④ 領収書はかならずもらい、受診記録をメモに残しておきましょう
- ⑤ 長期間通っても回復しなければ、医療機関(医師の診断)へ